

令和 7 年 2 月 26 日
茨城県政策企画部水政課
茨城県企業局総務課企画経営室

〈水道事業の広域連携の推進〉 第 1 回茨城県広域的連携等推進協議会の開催結果について

本日、県企業局を統合先とする「経営の一体化※」を進める方針に合意した 21 の市町村と基本協定を締結するとともに、経営の一体化に向け、詳細な検討及び調整を行うために、水道法第 5 条の 4 第 1 項の規定に基づく「茨城県広域的連携等推進協議会」（法定協議会）を設置いたしましたので、その結果を下記により資料提供させていただきます。

県といたしましては、引き続き、県民の安心安全で快適な生活を支える水道事業の安定的、継続的な運営を目指し、市町村とともに力を合わせて取り組んでまいります。

※経営の一体化…経営主体は同一で組織及び管理が一体化されているが、水道法上の事業認可や会計及び料金体系は異なる、広域連携の形態の一つ

記

1 日 時 令和 7（2025）年 2 月 26 日（水）14:45～15:00

2 場 所 茨城県市町村会館講堂（水戸市笠原町 978-26）

3 出席者 茨城県企業局長（協議会副会長）及び経営の一体化の方針に合意する 21 の市町村※の首長等

※古河市、石岡市、結城市、笠間市、常陸大宮市、筑西市、稲敷市、桜川市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、大子町、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、栃木県野木町

4 会議内容

（1）茨城県広域的連携等推進協議会について（別添資料参照）

（2）意見交換（下記「5 意見交換の主な内容」参照）

5 意見交換の主な内容

今後の経営の一体化の実現に向けた具体の協議を進めていくうえでの意見などとして、出席市町村から以下の意見があり、法定協議会で検討していくこととしました。

（市町村からの主な意見）

- ・経営統合に伴う職員の採用・配置や水道事業に係る技術継承と専門人材の確保について
- ・施設の最適化に係る工事の速やかな実施について
- ・経営統合への参画市町村の拡大とスケールメリットの実現について

(県からの発言要旨)

- ・ご意見のあった施設整備や専門人材の確保・技術継承などは、重要な課題であると認識している。
- ・施設整備についてはご要望に応えられるよう、投資・財政計画を作成が終了し、協議会での了解を得られ次第、可能な限り早期に実施していく。
- ・安全で安心な水を安定的に供給できる持続可能な水道事業を目指し、引き続き、皆様とともに力を合わせて取り組んでいきたい。

6 担当及び問い合わせ先

茨城県政策企画部水政課水道広域化推進室 担当 長井、細貝

TEL 029-301-3431

E-mail seiei3@pref.ibaraki.lg.jp

茨城県企業局総務課企画経営室 担当 新原、小林

TEL 029-301-4935

E-mail kikei3@pref.ibaraki.lg.jp

茨城県広域的連携等推進協議会について（案）

○協議会の概要

※茨城県広域的連携等推進協議会（以下、法定協議会）

法定協議会

【構 成 員】

基本協定を締結した団体の首長等（会長：知事、副会長：県企業局長）

【開催頻度】

年1～2回程度の開催を想定

【担当事務】

以下の内容の承認・決定（実務上の協議・調整は「作業部会」で実施）

- （1）投資・財政計画に関すること
- （2）組織・職員、業務運営、施設整備及び財政運営など経営の方針に関すること
- （3）経営統合に必要な予算調整に関すること。

作業部会

【構 成 員】

基本協定を締結した団体の水道部局担当課長等

【開催頻度】

協議内容（投資・財政計画、組織・職員、業務運営、施設整備及び財政運営など）ごとに、複数回開催

【担当事務】

協議会が指示する事項（協議会の担当事務）に係る実務上の協議・調整

【事務局】 県政策企画部水政課及び県企業局

法定協議会の概要（案）

○法定協議会規約（案）概要

項目	概要
第1条（設置）	経営統合に向けた検討及び調整を行うために設置
第2条（名称）	茨城県広域的連携等推進協議会
第3条（協議会の事務）	・投資・財政計画に関すること ・組織・職員、業務運営、施設整備、財政運営その他の経営の基本的な方針に関すること ・経営統合に必要な予算調整に関すること
第4条（組織） 第5条（会長及び副会長） 第6条（委員）	・会長：1名（茨城県知事） ・副会長：1名（茨城県企業局長） ・委員：市町村長等
第7条（会議）	会長が招集のうえ、副会長及び委員のうち半数以上の出席により開催
第8条（作業部会）	実務上の協議・調整を実施 （例）投資・財政計画、組織・職員、業務運営（総務・営業・運転監視・水質管理・危機管理・情報システム等）、施設整備、財政運営 等
第9条（事務局）	県水政課及び県企業局に設置
第10条(経費の支弁)	協議会に要する経費の負担は協議により決定
第11条（脱退）	協議会での同意が必要（脱退する際の費用の清算は別途協議）

経営の一体化に係る調整事項（案）

✓設置する部会と、主な調整事項については、下表のとおり。

部会（検討項目数）	主な内容
財政運営部会 (33項目)	・投資・財政計画（繰出金等を含む。）に関する事。 ・資産の継承に関する事。 ・予算・決算、会計システムに関する事。 ・収入・支出審査、公営企業会計など経理業務に関する事。
総務部会 (111項目)	・組織構成、事務分担、運営体制に関する事。 ・市町村職員の派遣、県職員への身分移管、福利厚生等に関する事。 ・例規制定・改廃、文書・公印管理等、法制文書に関する事。 ・情報セキュリティ、情報ネットワーク、庁舎・公用車管理等に関する事。 ・災害・事故発生時の対応に関する事（地元管工事業者等との連携等を含む）。 ・議会、中央要望等に関する事。
業務運営部会 (55項目)	・水道料金体系、災害時・福祉等の料金減免制度に関する事。 ・営業窓口の設置・運営、給水契約、検針業務、料金収納・滞納整理等に関する事。
施設整備部会 (54項目)	・水道メーターなどの給水装置、工事事業者指定等に関する事。 ・建設・工務に関する事。
施設維持部会 (70項目)	・運転監視に関する事。 ・取水施設、導水施設、浄水施設等の運転・保全に関する事。 ・水質管理に関する事。

※部会の構成等については、調整中